

第69号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年加東市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1項」に改め、同項第4号中「第26号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第5号中「第2条」を「第5条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年加東市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の右に「第27条第2項及び」を、「第28条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「場合で」の右に「あって、指導その他の措置によっても勤務実績が良くない状態がなお改善されない場合で」を加え、同条第5項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると判断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則に次の2項を加える。

3 加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに加東市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給とする」とする。

4 第5条第5項の規定は、加東市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（加東市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年の範囲内において、引き続き勤務させることができる。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務するこ

ととされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第6条中「別」を「規則」に改め、同条を第14条とし、第5条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)第17条に規定する管理職手当を支給されている職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条から第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に規定する基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初

の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用に

については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に定める字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、病院において医療業務に従事する医師である職員については、前項の規定にかかわらず、同項の規定は、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び病院において医療業務に従事する医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するように努めるものとする。

(加東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第4条 加東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年加東市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の右に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する給料の調整額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 第5条 加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第14条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 加東市職員の育児休業等に関する条例(平成18年加東市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第26号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第9条において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「加東市職員の定年等に関する条例(平成18年加東市条例第26号)」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「額とする」を「額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項を削る。

第21条第2項第2号、第26条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第3項、第34条第2項、第36条(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に

100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1.1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 病院において医療業務に従事する医師である職員

(3) 加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1.2 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員と

の権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第31条第5項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額
	204,700	223,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年加東市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年加東市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年加東市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年加東市条例第3号）の一部を次のように改める。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(加東市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 加東市職員の再任用に関する条例（平成18年加東市条例第27号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。附則第4条を除き、以下同じ。）に対するこの条例の改正後の加東市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第2項の適用については、同項第1号中、「定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。）」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用される職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）を除く。）」とする。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の加東市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の加東市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前

日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することがで

きる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合（次項及び附則第7条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく

選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日

の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、この条例による改正後の加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この条例による改正後の加東市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第10項から附則第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第

12条の規定による基準給料月額のうち、当該職員が属する職務の級に応じた額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員である者とした場合に適用される新給与条例第12条の規定による基準給料月額のうち、当該職員が属する職務の級に応じた額に、附則第13条及び新勤務時間条例第2条第3項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第2項第2号及び第26条第2項の規定を適用する。

第18条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第31条3項の規定を適用する。

第19条 新給与条例第34条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第20条 新給与条例第19条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の加東市職員の特殊勤務手当支給条例第7条の規定を適用する。

（加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用短時間勤務職員に対するこの条例による改正後の加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第2条の適用については、同条中「及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で短時間勤務の

職を占めるもの」とする。

第23条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新企業職員給与条例第3条の規定を適用する。

(加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 暫定再任用短時間勤務職員に対するこの条例による改正後の加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新病院事業職員給与条例」という。)第2条の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で短時間勤務の職を占めるもの」とする。

第25条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新病院事業職員給与条例第3条第2項及び第23条の規定を適用する。

第69号議案 要旨

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業設計の支援などを図るため、管理監督職上限年齢及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることを受け、関係条例において地方公務員法の改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行うものである。

2 制定内容

(1) 加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正（第1条関係）

管理監督職上限年齢制の規定に伴い、管理監督職上限年齢を延長された職員については、公益的法人等への派遣ができないものとする。こと。（第2条）

(2) 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）

降給の種類と事由について、管理監督職上限年齢制が適用される場合及びそれ以外の場合についての定義を明確化すること。（第1条～第5条）

(3) 加東市職員の定年等に関する条例の一部改正（第3条関係）

ア 法改正に伴う条ずれを改めること。（第1条）

イ 定年年齢を65歳に改めること。（第3条）

ウ 退職の特例について改めること。（第4条）

エ 管理監督職上限年齢について定めること。（第6条～第11条）

オ 定年前再任用短時間勤務について定めること。（第12条及び第13条）

(4) 加東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第4条関係）

60歳超職員の給料月額を規定することに伴い、この場合の減給の効果について定めること。（第3条）

(5) 加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第5条関係）

法改正に伴う文言整理を行うこと。（第2条、第3条、第4条及び第14条）

(6) 加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第6条関係）

ア 管理監督職上限年齢が延長された職員については、育児休業及び育児短時間勤務することができないものとする。こと。（第2条及び第9条）

イ 法改正に伴う文言整理を行い、条ずれを改めること。（第17条及び第18条）

(7) 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第7条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額及び諸手当について定めること。（第12条、別表第1～別表第5）

- イ 法改正に伴う文言整理を行うこと。(第21条、第26条、第31条、第34条及び第36条)
- (8) 加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正(第8条関係)
法改正に伴う文言整理を行い、条ずれを改めること。(第7条)
- (9) 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第9条関係)
法改正に伴う文言整理を行い、条ずれを改めること。(第2条及び第3条)
- (10) 加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第10条関係)
法改正に伴う条ずれを改めること。(第3条)
- (11) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第11条関係)
法改正に伴う文言整理を行うこと。(第8条)
- (12) 加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第12条関係)
法改正に伴う文言整理を行い、条ずれを改めること。(第2条、第3条及び第23条)
- (13) 加東市職員の再任用に関する条例の廃止(第13条関係)
定年前再任用短時間勤務制の規定に伴い、現行の再任用制度を廃止すること。

3 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正 (第1条関係) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項)の<u>規定により採用される職員を除く。</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 加東市職員の定年等に関する条例(平成18年加東市条例第26号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>地方公務員法第28条第2項各号若しくは加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年加東市条例第25号)第2条</u>のいずれかに該当して休職にされ、又は同法</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項及び第22条の5第1項)の<u>規定により採用される職員を除く。</u>)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 加東市職員の定年等に関する条例(平成18年加東市条例第26号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) <u>地方公務員法第28条第2項各号若しくは加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年加東市条例第25号)第5条</u>のいずれかに該当して休職にされ、又は同法</p>

第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

○加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行する

こととなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると判断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の数に不足が生じた場合

<p>(降任、免職及び休職 _____ の手続)</p> <p><u>第2条</u> 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するには人事評価その他職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務実績の良くないことが明らかな場合で _____ なければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(休職者の身分給与)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(失職の例外)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p>(降号の事由)</p> <p><u>第4条</u> 任命権者は、人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p><u>第5条</u> 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するには人事評価その他職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務実績の良くないことが明らかな場合であって、指導その他の措置によっても勤務実績が良くない状態がなお改善されない場合でなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(休職者の身分給与)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(失職の例外)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>
---	---

<p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>○加東市職員の定年等に関する条例の一部改正 (第3条関係)</p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____の規定に基づき、職員の定年 等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p><u>第3条</u> 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、病院において</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>3</u> <u>加東市一般職の職員の給与に関する条例 (平成18年加東市条例第43号) 附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに加東市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>第5条第5項の規定は、加東市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。 以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p><u>第3条</u> 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 _____</p>
---	--

医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年の範囲内において、引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により 生ずる欠員を容易に補充することができず 公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず 公務の運営に著しい支障が生ずること。

<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u> _____ が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u> _____ の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項<u>の事由が存しなくなった</u> _____ と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職</u>させることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長</u>することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日</u> (同項ただし書に規定する職員にあっては、<u>当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日</u>) の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合、又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u> _____。</p> <p>5 (略) <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、加東</p>
---	---

市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）第17条に規定する管理職手当を支給されている職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条から第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職

に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に規定する基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするもので

	<p><u>あるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これ</u></p>
--	--

らの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員^の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規

定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）

(委任)
 第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別 に定める。
 附 則

に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
 (委任)
 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則に定める。
 附 則
(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に定める字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>

	<table border="1"><tr><td data-bbox="1182 199 1899 239">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td data-bbox="1921 199 2033 239">64年</td></tr></table> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、病院において医療業務に従事する医師である職員については、前項の規定にかかわらず、同項の規定は、適用しない。</u> <u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び病院において医療業務に従事する医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するように努めるものとする。</u></p>	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年		

○加東市職員の懲戒の**手続及び効果に関する条例の一部改正**（第4条関係）

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、_____給料の月額及びこれに対する給料の調整額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）第2条第1項に規定する期末手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。

○加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第5条関係）

（1週間の勤務時間）

第2条 （略）

2 （略）

3 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員_____」という。）の勤務時間

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する給料の調整額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）第2条第1項に規定する期末手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する給料の調整額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 （略）

2 （略）

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項_____の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員_____」という。）の勤務時間

は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振り

は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振り

を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要（育児短時間勤務等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員）及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要（育児短時間勤務等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>○加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第6条関係）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号）</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第9条において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定年条例</u> _____第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>
--	--

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

○加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第7条関係)

(再任用職員の給料)

第12条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第12条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項

条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員_____」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員_____の欄に掲げる給料月額_____のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする_____。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第21条（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) （略）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員_____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

_____の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間職員_____の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第21条（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) （略）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員_____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

<p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p>
--	---

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員_____以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員_____ 当該再任用職員_____の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(再任用職員_____についての適用除外)

第36条 第19条及び第20条の規定は、再任用職員_____には適用しない。

附 則

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員_____以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員_____ 当該定年前再任用短時間勤務職員_____の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員_____についての適用除外)

第36条 第19条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員_____には適用しない。

附 則

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当

該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 病院において医療業務に従事する医師である職員

(3) 加東市職員の定年等に関する条例（平成18年加東市条例第26号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1 2 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けて

いた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要がある

と認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.6 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第31条第5項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

1.7 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の 区 分	給 号 \ 職 務 の 区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員 の 区 分	給 号 \ 職 務 の 区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

—									間		1 8	2 1	2 5	2 7	2 8	3 1	3 5
—									勤		7,	5,	5,	4,	9,	5,	6,
—									務		7 0	2 0	2 0	6 0	7 0	1 0	8 0
—									職		0	0	0	0	0	0	0
—									員								
備考 (略)									備考 (略)								
別表第 2 (第 3 条関係)									別表第 2 (第 3 条関係)								
技能労務職給料表									技能労務職給料表								
(単位 円)									(単位 円)								
職員の区分		号給\ 職務の 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額						職員の区分		号給\ 職務の 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額			
再任用職員		(略)	(略)	(略)						定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)			
外の職員										外の職員							
再任用職員			2 0 4, 7 0 0	2 2 3, 2 0 0						定年前再任用短時間勤務職員			基準給料 月額	基準給料 月額			
													2 0 4, 7 0 0	2 2 3, 2 0 0			

備考 (略) 別表第3 (第3条関係) 医療職職給料表 (1)						備考 (略) 別表第3 (第3条関係) 医療職職給料表 (1)					
(単位 円)						(単位 円)					
職員の区分	号給\ 職務の 級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	号給\ 職務の 級	1級	2級	3級	4級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用職員 _____ 以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時 間勤務職員以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員 _____ _____		2 9 6, 2 0 0	3 3 8, 6 0 0	3 9 3, 0 0 0	4 6 6, 0 0 0	定年前再任用短時 間勤務職員 _____		基準給 料月額 2 9 6, 2 0 0	基準給 料月額 3 3 8, 6 0 0	基準給 料月額 3 9 3, 0 0 0	基準給 料月額 4 6 6, 0 0 0
備考 (略) 別表第4 (第3条関係) 医療職職給料表 (2)						備考 (略) 別表第4 (第3条関係) 医療職職給料表 (2)					

(単位 円)									(単位 円)								
職員 の 区 分	給 号 \ 職 務 の 区 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の 区 分	給 号 \ 職 務 の 区 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 — — — — — — — — — — 以 外 の 職	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の 区 分	級	額	額	額	額	額	額	の 区 分	級	額	額	額	額	額	額
再 任 用 職 員 — — — — — — — — 以 外 の 職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

再 任 用 職 員 — — — — — — —	2 3	2 5	2 6	2 7	2 8	3 2	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	5, 1 0 0	5, 4 0 0	2, 6 0 0	2, 8 0 0	9, 1 0 0	6, 2 0 0		2 3 5, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 6 2, 6 0 0	2 7 2, 8 0 0	2 8 9, 1 0 0	3 2 6, 2 0 0

備考 (略)

○加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正 (第8条関係)

(再任用短時間勤務職員 _____ の手当額の特例)

第7条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年加東市条例第31号。次条において「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務

備考 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員の手当額の特例)

第7条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年加東市条例第31号。次条において「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

○加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(第9条関係)
(定義)

第2条 この条例において「公営企業職員」とは、加東市水道事業に従事する職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）をいう。

(給与条例等の適用)

第3条 公営企業職員の給与の種類及び基準については、常時勤務を要する者及び短時間勤務職員においては、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）を、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）を適用する。

2 (略)

○加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
(第10条関係)
(報告事項)

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(定義)

第2条 この条例において「公営企業職員」とは、加東市水道事業に従事する職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

(給与条例等の適用)

第3条 公営企業職員の給与の種類及び基準については、常時勤務を要する者及び定年前再任用短時間勤務職員においては、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）を、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第19号）を適用する。

2 (略)

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。

○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第11条関係）

（短時間勤務職員の給与の特例）

第8条 （略）

2 短時間勤務職員についての加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第21条第2項第2号及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員 _____」とあるのは「加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第4条に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第26条第2項の規定中「再任用短時間勤務職員 _____」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

○加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第12条関係）

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。

（短時間勤務職員の給与の特例）

第8条 （略）

2 短時間勤務職員についての加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第21条第2項第2号及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員 _____」とあるのは「加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第4条に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第26条第2項の規定中「定年前再任用短時間勤務職員 _____」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(給与の種類)

第2条 病院事業の企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)、同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(給料表)

第3条 (略)

2 給料表の給料月額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))にあっては、職務の級)を設けて定めるものとする。

3 (略)

(再任用職員 についての適用除外)

第23条 第5条及び第6条の規定は、再任用職員 には適用しない。

(給与の種類)

第2条 病院事業の企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)、同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

(給料表)

第3条 (略)

2 給料表の給料月額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給(定年前再任用短時間勤務職員 には適用しない)にあっては、職務の級)を設けて定めるものとする。

3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員 についての適用除外)

第23条 第5条及び第6条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員 には適用しない。